

みずほ証券 取引約款・規定集(法人のお客さま用) 新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です)

証券取引約款	
新	旧
<p>第2条(当社とのお取引について)</p> <p>1.2.(現行通り)</p> <p>3. 前項にかかわらず、担保専用口座(振替法に基づき、質権を設定される有価証券の管理等を行うための口座をいいます。以下「担保専用口座」といいます。)については、本章(第4節を除きます。)、第2章及び第3章に基づいてお取り扱いいたします。</p> <p>4. 当社は、お客さまから当社所定のお手続きによる第2項各号の口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</p> <p>5. 6.(現行通り)</p>	<p>第2条(当社とのお取引について)</p> <p>1.2.(省略)</p> <p>3. 前項にかかわらず、担保専用口座については、<u>本省</u>、(第4節を除く。)、第2章及び第3章に基づいてお取り扱いいたします。</p> <p>4. 当社は、お客さまから当社所定のお手続きによる2項各号の口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</p> <p>5. 6.(省略)</p>
<p>第3条(証券取引口座での取引)</p> <p>お客さまが証券取引口座を開設していただくことにより、次の各号のお取引が可能となります。ただし、特定の口座が開設されなかった場合は、当該特定の口座に係る取引は、この限りではありません。</p> <p>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩(現行通り)</p> <p>2. お客さまからのお申し出があり当社が認める場合は、<u>第1項第7号</u>のうち利金・収益分配金・配当金・償還金等を累投口へ入金する場合の取引については、ご希望により次の各号に掲げる取引方法がご利用いただけます。</p> <p>①(現行通り)</p> <p>②前号の方法に加えて、非居住者の発行する公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金・償還金等を公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>3. お客さまからのお申し出があり当社が認める場合は、<u>第1項第7号</u>のうち外国証券(クローズドエンド型の会社型投資信託を除きます。)及び国内外貨建債券から発生する外国通貨建の利金・収益分配金・償還金等を、当該外国通貨をもって外貨建マネー・マーケット・ファンド累投口へ入金する取引(外貨建マネー・マーケット・ファンドの各ポートフォリオでの取扱外国通貨に限ります。)がご利用いただけます。</p> <p>(削除)</p>	<p>第3条(証券取引口座での取引)</p> <p>お客さまが証券取引口座を開設していただくことにより、次の各号のお取引が可能となります。ただし、<u>前条第2項ただし書きの規定に基づき</u>特定の口座が開設されなかった場合は、当該特定の口座に係る取引は、この限りではありません。</p> <p>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩(省略)</p> <p>2. お客さまからのお申し出があり当社が認める場合は、上記1.⑦のうち利金・収益分配金・配当金・償還金等を累投口へ入金する場合の取引については、ご希望により次の各号に掲げる取引方法がご利用いただけます。</p> <p>①(省略)</p> <p>②上記①の方法に加えて、非居住者の発行する公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金・償還金等を公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>3. お客さまからのお申し出があり当社が認める場合は、上記1.⑦のうち外国証券(クローズドエンド型の会社型投資信託を除きます。)及び国内外貨建債券から発生する外国通貨建の利金・収益分配金・償還金等を、当該外国通貨をもって外貨建マネー・マーケット・ファンド累投口へ入金する取引(外貨建マネー・マーケット・ファンドの各ポートフォリオでの取扱外国通貨に限ります。)がご利用いただけます。</p> <p><u>4. 上記1. から3. にかかわらず、担保専用口座については、本章、第3章に基づいてお取り扱いいたします。</u></p>
<p>第6条(内部者の定義)</p> <p>(現行通り)</p> <p>①上場会社等又は上場会社等の親会社もしくは子会社(当該上場会社等の直近の有価証券報告書又は半期</p>	<p>第6条(内部者の定義)</p> <p>(省略)</p> <p>①上場会社等又は上場会社等の親会社もしくは子会社(当該上場会社等の直近の有価証券報告書、半期報告</p>

証券取引約款	
新	旧
<p>報告書に親会社又は子会社として記載されている会社をいいます。なお、親会社・子会社に該当しない、他の上場会社等の関連会社等であるお客さまが、当該上場会社等について第7条の規定によりお届け頂いても差し支えございません。)</p> <p>②(現行通り)</p> <p>③上場会社等の大株主(当該上場会社等の直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている上位10位以内の株主をいいます。)</p> <p>④(現行通り)</p>	<p>書又は四半期報告書に親会社又は子会社として記載されている会社をいいます。なお、親会社・子会社に該当しない、他の上場会社等の関連会社等であるお客さまが、当該上場会社等について第7条の規定によりお届け頂いても差し支えございません。)</p> <p>②(省略)</p> <p>③上場会社等の大株主(当該上場会社等の直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている上位10位以内の株主をいいます。)</p> <p>④(省略)</p>
<p>第15条(受注できない場合)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2. 当社は、募集又は売出しにかかるご注文について、お客さまが当該募集又は売出しにかかる目論見書等の交付(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。本項において同じ。)を受けられたことを当社が確認できない場合については、お受けすることができません。ただし、法令諸規則等の規定により目論見書等の交付が必要でない場合は、この限りではありません。</p> <p>3.(現行通り)</p>	<p>第15条(受注できない場合)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 当社は、募集又は売出しにかかるご注文について、お客さまが当該募集又は売出しにかかる目論見書等を受領していることを当社が確認できない場合については、お受けすることができません。ただし、法令諸規則等の規定により目論見書等の交付が必要でない場合は、この限りではありません。</p> <p>3.(省略)</p>
<p>第17条(取引のご報告)</p> <p>当社はお客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の4の規定に基づく契約締結時交付書面を遅滞なくお客さまに交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。))等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。次条に定める取引残高報告書についても同様です。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>第17条(取引報告書)</p> <p>当社はお客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書(以下この約款において「取引報告書」といいます。))を遅滞なくお客さまに交付いたします(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。))等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。次条に定める取引残高報告書についても同様です。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>
<p>第19条(その他の報告)</p> <p>(現行通り)</p> <p>①②(現行通り)</p> <p>③混合保管中の債券について第40条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>④(現行通り)</p>	<p>第19条(その他の報告)</p> <p>(省略)</p> <p>①②(省略)</p> <p>③混合保管中の債券について第37条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>④(省略)</p>
<p>第126条(注文の執行及び処理)</p> <p>(現行通り)</p> <p>①②③④(現行通り)</p> <p>⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面を交付します(電子情報処</p>	<p>第126条(注文の執行及び処理)</p> <p>(省略)</p> <p>①②③④(省略)</p> <p>⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面を交付します。ただし、法令</p>

証券取引約款	
新	旧
<p><u>理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)</u>。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>
<p>第131条(諸通知) (現行通り)</p> <p>2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します(<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)</u>。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望した場合は除いて当社は送付しません。</p>	<p>第131条(諸通知) (省略)</p> <p>2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望した場合は除いて当社は送付しません。</p>
<p>第132条(発行会社からの諸通知等)</p> <p>発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外 CD 及び海外 CP については1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します(<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)</u>。</p>	<p>第132条(発行会社からの諸通知等)</p> <p>発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外 CD 及び海外 CP については1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します。</p>
<p>付則 この改正は、<u>2025年2月17日</u>から施行します。</p>	<p>付則 この改正は、<u>2024年6月1日</u>から施行します。</p>

外国為替取引約款

新	旧
<p>第8条(注文の執行及び処理)</p> <p>1. 2. (現行通り)</p> <p>3. 当社は取引の成立後、すみやかにお客さまに当該取引に係る明細を記載した書面を交付いたします。<u>(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合を含みます。)</u></p>	<p>第8条(注文の執行及び処理)</p> <p>1. 2. (省略)</p> <p>3. 当社は取引の成立後、すみやかにお客さまに当該取引に係る明細を記載した書面を交付いたします。</p>
<p>付則 この改正は、<u>2025年2月17日</u>から施行します。</p>	<p>付則 この改正は、<u>2024年6月1日</u>から施行します。</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>第1条(規定の趣旨)</p> <p>この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)<u>のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」<u>」</u>「みずほ証券株アプリ」<u>その他の当社が定めるサービスをいいます。</u>)</u>(以下「本サービス」といいます。)<u>の利用に関する取り決めです。</u></p> <p>2. (現行通り)</p>	<p>第1条(規定の趣旨)</p> <p>この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)<u>のオンラインサービス(名称「みずほ証券ネット倶楽部」<u>及び</u>「みずほ証券株アプリ」)</u>(以下「本サービス」といいます。)<u>のご利用に関する取り決めです。</u></p> <p>2. (省略)</p>
<p>第2条(法令等の遵守)</p> <p>本サービスの利用にあたっては、お客さま及び当社は、この規定によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。</p> <p><u>2. 法人(法人格のない団体等を含みます。以下同じ。)のお客さまは、本サービスを利用する役職員等(以下「利用ユーザー」といいます。)に、この規定のほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守させるものとします。</u></p>	<p>第2条(法令等の遵守)</p> <p>本サービスの<u>ご</u>利用にあたっては、お客さま及び当社は、この規定によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>第3条(自己責任の原則)</p> <p>お客さまは、この規定の内容を十分理解し、<u>かつ、法人のお客さまにあつては利用ユーザーにこの規定の内容を十分に理解させ、</u>ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</p>	<p>第3条(自己責任の原則)</p> <p>お客さまは、この規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</p>
<p>第4条(サービスの内容)</p> <p>お客さまは、本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、<u>かつ、法人のお客さまにあつては利用ユーザーに本サービスの内容を十分に理解させた場合に限り、</u>本サービスを利用することができます。</p> <p>2. 3.(現行通り)</p> <p>(削除)</p>	<p>第4条(サービスの内容)</p> <p>お客さまは、本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、本サービスを行うことができます。</p> <p>2. 3.(省略)</p> <p><u>4. 法人のお客さまはお取引、入出金・振替等、一部のサービスをご利用できません。</u></p>
<p>第5条(本サービスの利用条件)</p> <p>個人のお客さまは、国内に居住する成人で、次の各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。また、法人のお客さまは、国内に所在し、②③を除く各号の全てに該当する場合<u>であつて、当社が定める条件に該当するときは、</u>この規定に基づき本サービスの利用ができます。</p> <p>①②③④⑤⑥ 2.(現行通り)</p> <p><u>3. 法人のお客さまは、自己の責任において、役職員等の中から利用ユーザーを指定し、利用ユーザーのみに本サービスを利用させるものとします。</u></p> <p><u>4. 法人のお客さまは、利用ユーザー以外の役職員等が本サービスを利用しないよう、自己の責任で管理(ログインパスワード及び取引パスワード等の保管を含みますがこれに限りません。)をするものとします。</u></p>	<p>第5条(本サービスの利用条件)</p> <p>個人のお客さまは、国内に居住する成人で、次の各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。また、法人のお客さまは、国内に所在し、②③を除く各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。</p> <p>①②③④⑤⑥ 2.(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>第17条(注文の照会及び約定連絡)</p> <p>本サービスを利用したお客さまの取引注文内容は、本サービスにより照会することができます。</p> <p>2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法 <u>その他の情報通信の技術を利用する方法</u> による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>第17条(注文の照会及び約定連絡)</p> <p>本サービスを<u>ご</u>利用したお客さまの取引注文内容は、本サービスにより照会することができます。</p> <p>2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付します(<u>郵送又は</u>「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による<u>交付</u>を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>
<p>第21条(届出事項の変更)</p> <p>お客さまは、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の <u>お手続き</u> にて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。</p>	<p>第21条(届出事項の変更)</p> <p>お客さまは、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の <u>書面</u> にて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。</p>
<p>第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止)</p> <p>お客さまは本サービスの利用に関し、次の事項を<u>行ってはならないものとし、かつ、法人のお客さまにあっては利用ユーザーに次の事項を行わせてはならないもの</u>とします。</p> <p>①②(現行通り)</p> <p>③お客さまのパスワード等を第三者の利用に供すること (<u>法人のお客さまにあっては利用ユーザー以外の役員等を含みます。</u>)</p> <p>④⑤⑥(現行通り)</p> <p>2. <u>お客さま(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)</u>が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は<u>お客さまによる本サービスの利用</u>を中止します。また、当社は、お客さまが本サービスを利用することが不適当と判断した場合には、<u>お客さまによる本サービスの利用</u>を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客さまに費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害賠償その他の責を負わないものとします。</p>	<p>第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止)</p> <p>お客さまは本サービスの<u>ご</u>利用に関し、次の事項を<u>禁止</u>します。</p> <p>①②(省略)</p> <p>③お客さまのパスワード等を第三者の利用に供すること</p> <p>④⑤⑥(省略)</p> <p>2. 前項に反すると当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスを中止します。また、当社は、お客さまが本サービスを<u>ご</u>利用<u>いただく</u>ことが不適当と判断した場合には、本サービスの<u>ご</u>利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客さまの費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害その他の責を負わないものとします。</p>
<p>第26条(ソフトウェア利用の制限)</p> <p>前条に定めるソフトウェアに関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその供給元に帰属し、お客さまは<u>当該権限を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできず、また、当該ソフトウェアを複製又は加工することはできません。また、法人のお客さまは、利用ユーザーに当該権限を第三者に譲渡、質入れ又は貸与させてはならず、また、当該ソフトウェアを複製又は加工させてはならないもの</u>とします。</p>	<p>第26条(ソフトウェア利用の制限)</p> <p>前条に定めるソフトウェアに関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその供給元に帰属し、お客さまは第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはでき<u>ません</u>。また、ソフトウェアを複製又は加工することはできません。</p>
<p>第27条(サービスの終了)</p> <p>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの利用を終了します。</p> <p>①お客さまが当社所定の <u>お手続き</u> に従って本サービスの</p>	<p>第27条(サービスの終了)</p> <p>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの <u>ご</u>利用を終了します。</p> <p>①お客さまが当社所定の <u>手続き</u> に従って本サービスの解</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>解約、又は利用中止のお申し出をされた場合</p> <p>②お客さまが本サービスの利用にかかる届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合</p> <p>③お客さま(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)がこの規定、各取引に係る約款、約諾書及び取扱規定等に違反した場合</p> <p>④(現行通り)</p> <p>⑤お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑥お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が本サービスの利用を継続しがたいと認めたとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたときに、当社がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑦(現行通り)</p>	<p>約、又は利用中止のお申し出をされた場合</p> <p>②お客さまが本サービスのご利用にかかる届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合</p> <p>③お客さまがこの規定、各取引に係る約款、約諾書及び取扱規定等に違反した場合</p> <p>④(省略)</p> <p>⑤お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑥お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたときに、当社がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑦(省略)</p>
<p>第28条(免責事項)</p> <p>(現行通り)</p> <p>①②(現行通り)</p> <p>③本サービスの利用に際し、お客さま自身(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った取引注文</p> <p>④取引パスワード等の盗用等による不正使用があった場合(法人のお客さまにあっては利用ユーザー以外の役員等による不正使用を含みます。)</p> <p>⑤⑥⑦⑧(現行通り)</p> <p>⑨お客さま(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)による本サービスの内容又は利用方法の誤解又は理解不足による場合</p> <p>⑩天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託のお手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合</p> <p>⑪(現行通り)</p>	<p>第28条(免責事項)</p> <p>(省略)</p> <p>①②(省略)</p> <p>③本サービスの利用に際し、お客さま自身で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った取引注文</p> <p>④取引パスワード等の盗用等による不正使用があった場合</p> <p>⑤⑥⑦⑧(省略)</p> <p>⑨お客さまによる本サービスの内容又は利用方法に誤解又は理解不足による場合</p> <p>⑩天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託のお手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合</p> <p>⑪(省略)</p>
<p>付則 この改正は、2025年2月17日から施行します。</p>	<p>付則 この規定は、2024年6月1日から施行します。</p>

みずほ証券のメールサービス利用規定

新	旧
<p>第1条(規定の趣旨)</p> <p><u>この規定(以下「本規定」といいます。)は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「メールサービス」(以下「本サービス」といいます。)のご利用に関する取り決めです。</u></p> <p><u>2. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、本規定に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」、「証券取引約款」その他の当社が定める契約条項及び法令によります。</u></p>	(新設)
<p>第2条(適用範囲)</p> <p><u>本規定は、お客さまが当社所定のお手続きに従ってご登録いただいたお客さま自身のメールアドレスに、当社が配信する当社からのご案内、お知らせ、メールマガジン等のほか、みずほ証券ネット倶楽部(以下「ネット倶楽部」といいます。)及び目論見書等メール配信サービス(目論見書、契約締結前交付書面、外国証券情報及び公開買付説明書等の電磁的交付)等から配信するメールに適用されます。</u></p>	(新設)
<p>第3条(本サービスの利用)</p> <p><u>お客さまは、当社所定の方法で当社にメールアドレスをご登録(当社にご登録いただいたメールアドレスを以下「登録メールアドレス」といいます。)していただくことにより、本規定に基づき本サービスをご利用いただくことができます。</u></p> <p><u>ただし、目論見書等メール配信サービスをご利用いただく場合は、電磁的交付等の利用に関し、当社所定の方法でお客さまにご同意をいただくことで利用いただけることとなります。電磁的交付の対象書面は、金融商品取引法等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。また、当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、追加した書面についても電磁的交付等を利用いただけるものとします。電磁的交付等の方法は、お客さまに URL(インターネット上の Web ページを示す情報)のハイパーリンクをメールで送信し、接続先の対象書面の電子ファイルを閲覧いただく方法によります。なお、一部の商品については、目論見書等メール配信サービスをご利用いただくことができないため、これまでどおり書面で目論見書等をご提供します。</u></p>	(新設)
<p>第4条(お客さま情報の取り扱い)</p> <p><u>当社は、お客さまから取得したメールアドレス等のお客さまの情報を、『個人情報保護に関する法律』に基づく公表事項又は「個人情報の取り扱いについて」並びに金商法に基づく「法人のお客さま情報の共有について」(以下総称して「公表事項」といいます。)に基づいて取り扱います。公表事項は、当社ホームページ(https://www.mizuho-sc.com/)でご確認ください。</u></p>	(新設)
<p>第5条(登録メールアドレスの変更及びメール配信の停止)</p> <p><u>お客さまが登録メールアドレスの変更又はメールの配信の停止をご希望される場合は、お客さまご自身により、当社ホームページ、ネット倶楽部の各画面上の操作、又は書面によ</u></p>	(新設)

みずほ証券のメールサービス利用規定	
新	旧
<p><u>るお申し出等、当社所定の登録メールアドレスの変更及びメール配信の停止のお手続きを行っていただきます。</u></p>	
<p>第6条(当社によるメールの配信の停止)</p> <p><u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまへのメールの配信を停止することができます。</u></p> <p>(1) <u>登録メールアドレスに一定回数を超えてメールを配信できない場合</u></p> <p>(2) <u>登録メールアドレスが、お客さまご本人のものではないことが判明した場合</u></p> <p>(3) <u>その他、本サービスを利用いただくにあたり、当社が不適当と判断した場合</u></p>	(新設)
<p>第7条(著作権)</p> <p><u>本サービスにより配信される各種メールの著作権は当社に帰属します。また、当該メールに含まれる各種情報の著作権は、当社又は当該情報を作成・編集した第三者に帰属しません。</u></p>	(新設)
<p>第8条(本サービスの利用の制限)</p> <p><u>本サービスにより配信されるメールは、お客さま限りでご利用いただくものとし、いかなる目的であれ、お客さまがメールの内容の全部又は一部の転送・複製を行うことはできません。</u></p>	(新設)
<p>第9条(本サービスの内容の変更、停止、廃止)</p> <p><u>当社は、お客さまに告知することなく本サービスの内容の変更、本サービスの全部もしくは一部の停止、又は廃止を行うことがあります。</u></p>	(新設)
<p>第10条(本サービスの終了)</p> <p><u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスのご利用を終了します。</u></p> <p>(1) <u>お客さまが当社所定のお手続きに従って本サービスの利用中止のお申し出をされた場合</u></p> <p>(2) <u>お客さまが本サービスの利用にかかる届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合</u></p> <p>(3) <u>お客さまが本規定に違反した場合</u></p> <p>(4) <u>当社が本サービスの廃止を決定した場合</u></p> <p>(5) <u>お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(6) <u>お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が本サービスの提供を継続し</u></p>	(新設)

みずほ証券のメールサービス利用規定	
新	旧
<u>がたいと認めるとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客さまに解約を申し出た場合</u>	
<p>第11条(免責事項)</p> <p><u>本サービスは、お客さまご自身の責任と判断において利用いただくものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は、本サービスの内容の変更、停止、廃止もしくは終了、配信されるメールの未着、遅延、誤配、消失、通信環境やお客さまのコンピューター等の障害、不具合等により発生する、又は発生する可能性のある問題等に関し、一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為に基づく損害に係る責任を除きます。</u></p> <p><u>3. 本サービスにより配信されるメールは、お客さまの情報が含まれる場合においても、機密保持が保証されていない公衆回線により送信されるため、第三者により傍受、改ざん等が行われる可能性がありますのでご了承ください。また、これらを原因として生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為に基づく損害に係る責任を除きます。</u></p> <p><u>4. 当社は、本サービスにより配信されるメールの内容の正確性、完全性、妥当性等について保証するものではありません。万一、メールの内容に誤り等があった場合でも、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為に基づく損害に係る責任を除くものとし、また、目論見書等メール配信サービスにより配信されるメールについては、法令に基づく義務を免れません。</u></p>	(新設)
<p>第12条(合意管轄)</p> <p><u>お客さまと当社との間の本規定に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>	(新設)
<p>第13条(規定の変更)</p> <p><u>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要な事由が生じたときは、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	(新設)
<p>付則 <u>この改正は、2025年2月17日から施行します。</u></p>	(新設)

以上